

少 数 意 見 報 告 書

7月10日の諫早湾干拓事業における入植者選定に関する調査特別委員会において留保した少数意見を下記のとおり委員会条例第28条第2項の規定により報告します。

記

- 1、議案 ○谷川喜一氏の虚偽の陳述に対する地方自治法第100条第9項の規定に基づく告発に関する動議
- 株式会社T・G・Fの諫早湾干拓地への入植決定の取り消しを財団法人長崎県農業振興公社に求める決議
- 株式会社T・G・Fに対し、平成25年4月1日以降において諫早湾干拓地の利用の継続を認めないことを財団法人長崎県農業振興公社に求める決議
- 長崎県及び財団法人長崎県農業振興公社の業務執行に対する透明性の確保を求める決議
- 金子原二郎前長崎県知事（現参議院議員）及び谷川弥一元農林水産大臣政務官（現衆議院議員）の株式会社T・G・Fの入植等にかかる対応を非難する声明

2、意見の要旨

別紙添付による

平成24年7月10日

長崎県議会議長

宮 内 雪 夫 様

諫早湾干拓事業における入植者選定に関する調査特別委員会委員

賛成者	前 田 哲 也
	瀬 川 光 之
	徳 永 達 也
	下 条 ふみまさ
	金 澤 秀 三 郎
	織 田 長

「VIII 本委員会としての対応」に対する反対意見

報告書では、「IX 本委員会としての総括」において、「予断を持たず慎重に諫早湾干拓事業における入植者選定に関する当時の状況を解明していった。」と総括している。

しかしながら、本委員会は設置の当初から、金子原二郎前知事及び谷川弥一代議士が、㈱T・G・Fを干拓地に入植させようとして、入植者選定にあたった長崎県農業振興公社及び長崎県の職員や、農業生産法人の審査にあたった大村市農業委員会の職員らに対して、㈱T・G・Fに便宜を図るよう圧力をかけ、これら職員が実際に便宜を図ったとの予断を持って調査を行い、証人尋問においてもこれに沿った証言を証人に執拗に求めてきたものである。

報告書の「VII 調査の結果」も、こうした予断に基づき、金子前知事や谷川代議士からの働きかけや、㈱T・G・Fに便宜を図ったことを否定する証言の多くを報告書から排除し、あるいは何らの根拠も示すことなく排斥しているのであって、報告書自体が偏った内容となっている。したがって、本報告書を長崎県議会に提出することには反対であり、以下、各動議に対する反対意見を述べたい。

第1 「1 地方自治法第100条第9項の規定に基づく告発」に対する反対意見

1 報告書では、本委員会（1月10日）における谷川喜一証人の、

- ①㈱T・G・F設立当初の農業生産法人の4要件についての認識に関する証言
 - ②㈱T・G・Fの申請書類作成の際の関与に関する証言
- が「偽証」と断定している。

しかしながら、かつて、いわゆるバイオラボ社に関する調査特別委員会が地方自治法第100条第9条の告発を行う動議を提出し、これを受けて県議会は告発を行ったが、長崎地方検察庁は「嫌疑不十分」であるとして不起訴処分をしている。

このような過去の教訓や、「偽証罪」が被告発者の名誉に関わることに鑑みれば、同罪による告発は慎重に判断されるべきである。

2 報告書では、㈱TGFが大村市農業委員会に提出した「農業経営基盤強化促進事業申出書」の添付資料の農作業従事日数の記載が「実態と異なる架空の記載がなされているばかりか、農作業等に従事する意思がまったくないことを承知したうえで虚偽の記載をしたものと断じざるを得ない。」との意見を述べている。

しかしながら、そもそも大村市農業委員会に提出した添付資料に記載されている農作業従事日数等はあくまでも「見込み」であって（書式自体に「見込み」と記載されている）、それが実際に達成できなかつたからといって虚偽と言うことはできない。

谷川喜一氏が、㈱谷川建設、㈱谷川商事、㈱マルキ開発の代表取締役を兼務していて多忙であることについても、それのみをもって農業経営に関与できないということはできないし、谷川喜一氏自身も、「設立当初、先ほどから説明がありますように、私は、私の妻も農業従事、私は農業経営全般で、また、家内と姉は農業従事の販促、情報収集、そういうつもりもろもろの従事日数で足りるのではないかというように私は理解をしておりました。」（1月23日58頁）と証言しているのであって、設立当初の申請書作成時点で「農作業等に従事する意思がまったくない」とは到底言えない。

また、谷川富貴氏が妊娠していたことについて、谷川喜一氏は、平成20年3月の代表取締役辞任のこととして谷川富貴氏が「妊娠していた」と証言しているのであって（1月10日35頁）、大村市農業委員会に書類を提出した平成19年2月の時点で富貴氏が妊娠していたとは証言していない。

さらに、大村市や諫早市に提出された「農業経営改善計画認定申請書」、長崎県農業振興公社に提出された「諫早湾干拓農地借受申出書」に記載されているのは、「農業従事日数」の「見通し」であり、「農作業従事日数」ではない。報告書自体がこの点を混同している。

3 報告書では、谷川富貴氏、田丸加代子氏の不出頭の上申書の記載をもって、

「申請内容に虚偽の事実が記載されていると自認したとも言える」との意見を述べている。

しかしながら、両名は、本委員会に提出した平成24年2月15日付上申書で、「証言を求める事項」について谷川喜一氏と永田氏の2回にわたる証人尋問の結果に追加したり訂正したりする事実を持ち合わせていないと述べたうえで、同月22日付上申書2で、谷川喜一氏らの行為が農地法に違反し、刑事罰の対象となるとの追及が繰り返し行われていることを理由として、そうであれば「証言を求める事項」は農地法違反による刑事罰の対象となるという事項に関して証言を求めるものにほかならないことから、証言拒絶事由にあたると述べているのである。これらの記述に照らして、「申請内容に虚偽の事実が記載されないと自認したとも言える」との意見は我田引水と言わざるを得ない。

そのうえで、証言拒絶事由にあたると上申書で述べていることをもって、申請内容に虚偽の事実が記載されると自認したと認定することは、民事訴訟法196条が証言拒絶権を認めた趣旨に反するものであり認められない。

4 報告書では、谷川喜一氏が㈱T・G・Fの設立について「並々ならぬ決意とともに、なおのこと力を入れていたものと思われ」と述べ、そこから「会社経営者として当然に会社設立に関する法定の手続や借り上げ予定農地についても十分承知していたと窺われる。」との結論を導いている。

しかしながら、会社経営者であれば会社の業務や経営を熟知しているのが通常であるとは言えても、設立手続を自らの手で行った会社経営者でなければ、設立手続を逐一承知していないのはむしろ自然なことである。まして、それが農業生産法人ということになれば、それまで農業に関わったことのない会社経営者がその設立手続を逐一承知していないとしても何ら不自然ではない。

また、報告書では、谷川喜一氏が、新聞報道（平成20年3月19日）がなされた後に代表取締役を辞任した理由として、「従事日数等含めて不足している」「実際の従事日数等の問題を考えて辞任をした。」と証言したことを使って、「自身が農業生産法人かかる要件を満たしていないことを認識していたことが窺えるものである。」との意見を述べている。

しかしながら、報告書が「偽証」であるとして問題としているのは、㈱T・

G・F設立当初（平成19年1、2月）の谷川喜一氏の認識であり、それから1年以上も後の代表取締役辞任の時点における認識ではない。そして、谷川喜一氏は、「永田証人の方が2期目の報告書をまた3月に向けて作成していく段階で満たしていないということを感じておりますし、その旨私の方に、日時の方は忘れましたが、指摘がありまして、そこで4要件を満たしていないということを実感、そこで把握をしたということあります」（1月10日69頁）、「平成20年2月に永田証人の方から、要件を満たしていない旨、私の方に報告がありました。そこで把握をしたわけですけれども、」（1月23日8頁）と証言し、永田証人も、「平成20年2月ごろに谷川証人に、このままでいくと農業従事日数、農作業従事日数が、どうしても規定の予定の日数に足りませんという報告はいたしました。それを受けて平成20年3月20日で辞任されたんですが、ですから、最初に私が気づいて口頭でご報告したのは、平成20年2月です。」（1月23日9頁）と証言している。つまり、谷川喜一氏は、平成20年2月に永田氏から従事日数が予定の日数に足りないという報告を受けて、従事日数が不足していることを認識したということを証言しているのであって、このことをもって、設立当初の時点で農業生産法人の要件を満たしていないことを認識していた根拠とすることは明白な誤りである。

5 報告書では、「永田氏と谷川喜一氏の意思疎通に齟齬があるとも思われず、谷川喜一氏が、要件について十分に承知していたと、断定することができる。」との意見を述べている。

しかしながら、谷川喜一氏は、「設立当時といいますが、現実、生産法人TG-Fを立ち上げた中では、永田、一瀬両社員の方から説明があったかもしれません、正確に把握しておりませんでした。農業従事、農作業従事に関しては把握をしておりませんでした。」（1月10日94頁）と証言し、他方、永田証人も、そもそも4要件の認識について、「7回の委員会を傍聴させていただいて、委員の方々のご意見をお聞きして、改めて自分のそういうふうな理解度、認識度というのが誤っていたというのはやはり痛感しました。」（1月23日11頁）、「理解していない部分も多少ありました。」「やはりどうしても畳違いのことでしたので、なかなか理解できなかつたということはあります。」（1月23日16頁）

と証言し、また、「今考えてみますと、そこら辺、私の説明不足だったのかもしれませんけれども、社長ご自身に、谷川証人ご自身が農作業と農業従事というものが明らかに区別ができていたのかなというのは、相手のことがございますけれども、わかりませんので、私は、ご理解いただけていたものと思っておりましたけれども、お話を聞いてみると、ご理解いただいてなかったようです。」（1月23日18頁）、「農業会議の担当の方から、確かに農業はできますかということで、社長の方に確認はしてくれと依頼がありました。で、社長の方に農業をやれるんですかということで、失礼ですけど確認をとりました。そうしたら、自分は農業経営をやっていくということで、そういうことで、それをお聞きして、また折り返し農業会議の方にご報告して、法人設立の準備を始めました。」

（1月23日23頁）と証言しているのであって、相互の意思疎通に齟齬があつたことが十二分に窺える。これに加えて、そもそも証言時点（平成24年2月）で㈱T・G・F設立（平成19年2月）から既に5年が経過しているのであって、当時の谷川喜一氏と永田氏とのやり取りがどのようなものであり、どの程度意思疎通がなされたのか、を両者の証言から確定すること自体が困難であると言わなければならない。

6 さらに、報告書では、谷川喜一氏が委員会の最初の証言では、農業生産法人の4要件や農業従事と農作業従事との違いを正確に述べていたのに、その後この証言を翻しているとの意見を述べている。

しかしながら、この点について谷川喜一氏は、「農業生産法人の4要件に関しては、今回の100条委員会を含めまして、特別委員会等を通して改めて学ばせていただいた部分があります」（1月10日22頁）、「4要件に関しては、今は正確に把握しております。これはこういった委員会も含め、再度調べたこともあります」（1月10日94頁）、「1月10日の100条委員会の中で答弁をさせていただきました4要件の説明に関しましても、本委員会が始まりましてから、自分でネットで調べ、さらに理解を増したというところで、設立当初、先ほどから説明がありますように、私は、私の妻も農業従事、私は農業経営全般で、また、家内と姉は農業従事の販促、情報収集、そういうふうなもろもろの従事日数で足りるのではないかというように私は理解をしておりまし

た。」(1月23日57~58頁)と、最初の証言の趣旨を説明しているのであって、その説明はごく自然であり、証言を翻したという評価することはできない。

また、書類作成への谷川喜一氏の関与の程度については、永田証人が、谷川喜一氏に内容の説明をせずに印鑑だけもらったものであり、自分の独断で記載したことを認めているのであって(1月10日26頁)、谷川喜一氏の証言に何ら不自然な点はない。

7 以上の理由により、本動議を提出することには反対である。

第2 「2 株式会社T・G・Fの諫早湾干拓地への入植決定を取り消すことを
財団法人長崎県農業振興公社に求める決議の提出」に対する反対意見

1 報告書では、諫早湾干拓農地借受申出書の添付資料「営農計画書」の内容が虚偽であり、「㈱TGFの行為が諫早湾干拓農地保有合理化促進事業実施要領第3違反として貸付通知書の交付の取消しの対象となるものと考えられる」として、入植決定の取消しを財団法人長崎県農業振興公社に求める決議を行う動議を提出するとしている。

2 しかしながら、実施要領第2の(2)の規定により申出者に交付する「貸付通知書」は、申出者に貸付決定した旨を通知する書面であるところ、そもそも諫早湾干拓農地の貸付の根拠となる利用権設定は、農業経営基盤強化促進法に基づき諫早市が行う農用地利用集積計画の公告によって行われている(同法第20条)。

したがって、上記公告により利用権設定の効果が発生している以上、入植の取消し、つまり利用権設定の取消しは同法第20条の2第2項に基づいて行わなければならぬのであって、長崎県農業振興公社にその取消権限はなく、実施要領第3による貸付通知書の交付取消しには何の効力もない。

したがって、上記決議は、長崎県農業振興公社に何の意味もない手続きを求めるものであり、かかる決議をすることは県議会の見識を損なうものである。

3 また、報告書が挙げる点は、いずれも借受申出書が「虚偽」であると断定する根拠にはならない。

まず、農業従事日数の点については、上記第1で述べたとおり、この内容が意図的に「虚偽」を記載したものであるとは認定できない。

カルビーポテトとの契約についても、取引証明書があるうえ、実際にカルビーポテト(㈱)に販売している以上、虚偽でないことはもとより、根拠が不明朗とも言えない。

収支計画についても、計画が甘いという評価はあり得たとしても、虚偽であるということはできない。

資本金の点についても、もともと株式会社の資産は資本金のみによって構成されるものではないし、資本金の額は「会社の支払能力や収益性を示すための数値ではない」のであり、会社法（平成 17 年）では最低資本金制度が撤廃され、資本金 0 円でも株式会社の設立が可能となっている。このような資本金の性質に照らして、資本金の多寡をもって大規模農業を目指す法人であると言えるかどうかを判断しようとすること自体が誤りである。また、減資は、単に資本金の額を減少させるものに過ぎず、会社財産の払戻しが行われるわけではない。実際、㈱T・G・F が減資したのは債務超過を理由とするものではないし、減資した 140 万円は資本準備金に組み入れられている（1 月 10 日 85 頁、永田証人）。したがって、減資したことによって㈱T・G・F の経営に何らかの影響があったとも言えない。

また、報告書では「農業で自立する意欲と能力を有するものと汲み取ることができない」と述べているが、㈱T・G・F が干拓地での農業を取り止めたとか、農業以外の目的に干拓地を利用しているというのであればまだしも、現に農業を行い、農業だけで年間 4000 万円もの売上がある以上、このような評価は到底できない。

4 以上の理由により、本動議を提出することには反対である。

第3 「3 株式会社TGFに対し、平成25年4月1日以降において諫早湾干拓地の利用の継続を認めないことを財団法人農業振興公社に求める決議の提出」に対する反対意見

1 報告書では、借受申出書の添付資料「営農計画書」の記載が虚偽であるとしているが、上記第1で述べたとおり、この内容が意図的に「虚偽」を記載したものであるとは認定できない。

また、カルビーポテト㈱との取引や、当初の収支計画と比較して売上が過少であり農業売上だけでは黒字を生み出すことが出来ていないこと、資本金の額や減資の事実をもって、「農業で自立する意欲と能力を有するとは汲み取ることができない」と評価することができないことも、上記第2で述べたとおりである。

シロアリ駆除等が総売上の3割近くを占めるという点についても、農業生産法人の要件として直近3か年における農業の売上高が法人の事業全体の5割以上を占めていれば足りることに照らして、何ら問題とすべきものではない。報告書は、「本来は、農業のみで成り立つべきもの」とも言うが、それはあくまでも理想であって、現時点では農業のみで成り立っていないとしても、それをもつて入植者として「甚だ適格性を欠く」と断定することなど到底できない。

2 そもそも「諫早湾干拓地公募基準」の「5. 貸付条件」の「(4) 農地の貸付期間」には、「農地の貸付期間は、5年間を単位とし、以後5年毎に利用権を再設定できるものとすること。なお、農地の適正利用、環境保全型農業の実施に著しく不適切であると認められる場合、農業者等が土地改良区の組員でなくなった場合等には公社は利用権を再設定しないことができるものとすること。」と定められているところ、報告書が挙げる点は、公募基準が定める再設定しないことができる場合には該当しない。

また、諫早湾干拓課作成の「諫早湾干拓農地の利用権の再設定等について」では、「利用権再設定の主な条件等」として「農業で自立できる意欲と能力を有すること。」を挙げているが、利用権再設定の可否の判断を客観的かつ公正に行うためには、主観的判断は厳に禁止されるべきであり、客観的基準に基づいて

「農業で自立できる意欲と能力を有する」か否かを判断することが必要である。

この「農業で自立できる意欲と能力を有する」か否かを判断する客観的基準として、仮に報告書が挙げる、農業売上だけでは赤字であること、当初の収支計画に比して売上が過少であること、という客観的基準によるとした場合、諫早湾干拓農地の入植者の中には、農業売上だけでは赤字であり、かつ、当初の収支計画に比して実際の売上が過少である入植者は相当数に上ると予想され、これら入植者すべてについて利用権の再設定が認められないことになる。

しかし、いかに農業売上が赤字であり、また当初の収支計画に比して実際の売上がりが過少であるとはいっても、農業で一定の売上を挙げ、かつ、現に農業に取り組んでいるにもかかわらず、これら入植者について「農業で自立できる意欲と能力」を有していないと決め付けて干拓農地の利用継続を認めないとすることは、上記公募基準とのかい離が甚だしく、当初の公募基準を無視するものとの批判を免れないし、入植者からの強い反発が予想される。

㈱T・G・Fについても、いかに目標に到達していないとはいっても、農業だけで4000万円の売上があり、しかも、干拓農地のうち約3分の2についてはじやがいもとかにんじんなどを作付し、残りの3分の1については、5年計画で土づくりをしようということで、麦を植えたり、それから緑肥を植えたりしているというのであり、5年以降についてはある程度利益が出ると試算しているのである（1月10日16頁、小柳証人）。こうした状況にあるにもかかわらず、㈱T・G・Fについて「農業で自立できる意欲と能力を有するものは認められない」と判断することは、客觀性を欠くものと言わなければならぬ。

以上に加えて、報告書の趣旨が、㈱T・G・Fについてのみ上記基準によって利用継続を認めないことを長崎県農業振興公社に求めることがあるとした場合、それはまさに主観的判断によって特定の入植者を狙い撃ちにするものにはかならず、県議会がその権力を背景として、本来客観的かつ公正に行われるべき利用権の再設定に不當に介入・干渉するものとの批判を免れない。

3 以上の理由により、本動議を提出することには反対である。

第4 「4 長崎県及び財団法人長崎県農業振興公社の業務執行に対する透明性等の確保を求める決議の提出」に対する反対意見

1 県農業会議は、「農業及び農民に関する情報提供を行うこと」をその業務としており（農業委員会等に関する法律第40条第2項第2号）、また、農業法人設立の相談窓口になっている。

したがって、県農業会議が、㈱T・G・Fの農業生産法人設立に際して相談を受けたことは何ら問題とされるべきものではなく、報告書の「2」については賛成できない。

2 また、本委員会が県議会から委任された調査事項は、「諫早湾干拓事業における財団法人長崎県農業振興公社が行った入植者選定及びそれに対する県の関わりについて」であり、本委員会はあくまでもこの調査事項の範囲で調査を有し、調査結果を議会に報告をすべきである。しかるに、「食と農」支援事業の採択事務に関する県や審査委員会のあり方については調査事項の対象外である。

したがって、調査事項を逸脱した「食と農」支援事業の採択事務に関する「3」を盛り込むことには賛成できない。

3 諫早湾干拓地の入植応募者の審査にあたった選考委員会について、報告書では、事務局の原案を「単に追認するだけで委員会の審査自体が形骸化していたのではないかと、推察される」と批判しているが、木村委員長の証言からも明らかなどおり、審査にあたった委員は誠実に職務を遂行したのであって、上記記載は委員各位の名誉を害することから、かかる内容を盛り込むことには賛成できない。

また、平山証人に対する批判についても、そもそも3班の選考調査票のすり合わせができなかつた理由は、選考調査票の作成にあたって島田証人の作業遅れに原因があり、そのことは島田証人自身が「私は、事前に平山係長との調査性をしきらずに、その24日の朝、ここにあるこの写しの原本を、鉛筆書きしたのを持っていったということで、この3班については一段階遅れて作業が進んでいったということあります。」(10月19日31頁)と認めている。上司(松

永参事)の指示に従わなかったとの点についても、松永証人は、「彼の場合は付けられなくて、評点についてどうしようかと、隣におりましたので聞かれて、その第1回目の時までにまず付けていたのを持ってきて、その後でどうせ最終段階は何回か話し合いの後だろうから、原案としてまず東さんの方に出していただいていいんじゃないかということは、私の方からもちろんと言った記憶がございます。ですので、彼が一存でしたということではなく、私もその一端の責任は持っていると、思っております。」(11月22日38頁)と証言しているのであって、指示に従わなかったとの前提自体が誤りである。したがって、誤った事実を前提とした平山証人に対する批判には賛成できない。

- 4 さらに、長崎県農林部が、㈱T・G・Fの設立・入植に対し、「過度とも思える関与を行うなど、公正・公平な事務を行っていたとは言い難い」との点については、何をもって「過度」というのか不明であるし、他の相談者と比較することなく、「過度」であるとか、「公正・公平な事務を行っていたとは言い難い」と結論付けるは到底できず、こうした批判には賛成できない。
- 5 以上の理由により、本動議を提出することには反対である。

第5 「5 金子原二郎前長崎県知事（現参議院議員）及び谷川弥一元農林水産大臣政務官（現衆議院議員）の株式会社T・G・Fの入植等に係る対応を非難する声明の提出」に対する反対意見

1 報告書では、金子前知事と谷川代議士の存在があったからこそと考えられる疑念として3点を挙げている。

しかしながら、本委員会に出頭した証人は、異口同音に、金子前知事や谷川代議士から働きかけを受けた事実のないことを明確に証言しているのであって、両氏がその地位を利用して㈱T・G・Fの設立や入植にあたって関係機関に便宜を図らせた事実のないことは明らかである。

報告書は、県農業会議や県に対して相談を行っていることを疑念の一つとして挙げているが、実際に相談に行った永田証人は、「全く農業に関しては素人で、税務畑でおりましたので、順番が逆になりました、まず長崎市の農業委員会を訪ねて行くぐらい何の知識もなかったというのが本当です。最初は、最後、設立終わって、後で考えてみたら、大村市の農業委員会から順番に県の普及所とか、県の農業会議とか、行かなければならなかつたのを逆の方向で行ったというのが本当のところで、まずこの県庁の方に来て、いろんな箇所を回って、いろんな部署を回って、紹介をいただいたということです。」（1月10日42頁）、「日時ははつきりしませんが、大村市の農業委員会には出向きました。借り地のことも、借地のこととも相談しました。大村市の農業委員会では、今のところ適当な土地がないので、自分たちで探してくださいということで、自分たちで今草場を探しました。」（1月10日43頁）と証言しているのであって、何ら疑念を抱かせるものではない。

また、㈱T・G・Fの各種申請書類の内容が虚偽と言えないことは上記第1のとおりであるし、関係者の証言からは、申請段階で記載する日数はあくまでも「見込み」であることから特に問題にすることもなかつたことが窺えるのであって（10月19日50、64頁。2月6日、藤田証人46頁、田中証人84～85頁）、何ら異とするに足りない。

大村市農業委員会の事務処理についても、藤田証人は、「18年の7月ぐらいから相談はあっております」(10月19日68頁)、「便宜は図っておりません」(10月19日70、75頁)、「T・G・Fさんだけについて特別な扱いをしたということはございません。」(2月6日62頁)、「谷川代議士とか、そういう方々がちらつくからというような認識は、私は持っております。」(2月6日36頁)と明確に証言し、また、大村市農業委員会や諫早市農業委員会の関係者も、憲T・G・Fに便宜を図った事実はないと異口同音に証言している(12月19日、中尾証人、藤田証人、吉崎証人、一瀬証人、山開証人、中山証人)。これら証言からすれば、大村市農業委員会や諫早市農業委員会が憲T・G・Fの各種申請だけを異例の速さで処理したり、特別扱いしたり、便宜を図ったりした事実はなく、それらの事務処理にあたって、金子前知事や谷川代議士の存在が影響した事実のないことは明白である。

長崎県農業振興公社や長崎県の職員についても、両氏からは何らの働きかけもなかったことを明言している(4月23日34~35頁、80頁)。

報告書は、両氏の存在が「事務方をして、圧力を感じさせていたことが影響しているものと、推察できる」というが、何らの根拠も示されていないばかりか、むしろこれら証言を無視するものであって、許されない。

2 また、報告書では、金子前知事が憲T・G・Fの入植の経過について、「関心を持っていたものと十分推察できる」との意見を述べているが、かかる意見を正当化する証拠はない。かえって、渡辺証人は、「応募状況の報告の際に、知事から選定過程については報告不要と言われた。」(4月6日20頁)と明確に証言している。

さらに、報告書では、「有望でかつ有能な農業者の入植を優先させるべき」ともいうが、「有望でかつ有能な農業者」で入植できなかつた者が具体的にいたことを指摘しているわけではない。また、「本来、身内に対して、一般より厳しい態度で接すべきと考える」との意見についても、具体的にいかなる態度を取るべきだったというのかが不明であるし、「身内に甘い対応」と言うに至っては、そもそも金子前知事は諫早湾干拓地の入植審査に関わっていないのであるから、

㈱T・G・Fの入植について甘い対応を取ったという事実は一切なく、根拠のない批判と言わざるを得ない。

このような事実を踏まえない内容をもって、「県民の不信を抱き、県民感情として許しがたい」と結論づけることは、不適切である。

3 報告書では、谷川代議士が「㈱T・G・Fを設立させ、入植させるということについて関与したということは、これまでの証言等から疑いのないところである」との意見を述べている。

しかしながら、谷川喜一証人は㈱T・G・Fの設立及び入植は自らが意思決定したことであると証言し、谷川代議士の関与を明確に否定しているし（1月10日50頁、73頁等）、永田証人も谷川代議士から指示を受けたことは一切ないと明確に否定している（1月10日33頁）。

谷川農場の段階で役員の一人として谷川代議士の名前が記載されていたことについても、谷川証人のみならず、永田証人も、「普通の商業法人をイメージしておりました。ですから、通常、親族会社ですので、そういうことで皆さんのお名前をお書きしていたというのが実情です。」（1月10日81頁）と証言しているのであり、当初の谷川農場の段階で役員として名前が記載されていたことをもって、㈱T・G・Fの経営への関与を推察することには論理の飛躍がある。長崎県農業改良普及センターの當農相談の記録に「谷川会長」とある点についても、両氏はあくまでも「谷川社長」の誤りであると証言している。カルビーポテトの紹介の点についても、証言時点で既に5年も前の事柄について谷川喜一氏と山下証人との証言が一致していないからと言って、そこから「谷川弥一氏の関与を色濃くする」と決め付けるのは、甚だしく論理が飛躍している。

さらに、報告書では、「農林水産大臣政務官という諫早湾干拓事業に大きな影響をもたらす立場にあり、公平・公正に事業を推進するという職責を果たすべきにも拘わらず、自分の身内に利益をもたらさんとするものとして、県民感情からして容認することができない」というが、谷川代議士は入植者選定に関与する立場ではなく、何らの権限もないばかりか、実際に入植者選定には関与したという証言は全くないのでからこうした批判は当たらない。

4 報告書では、金子前知事と谷川代議士が本委員会の証人出頭請求に応じなかつたことに正当な理由がないとして批判しているが、そもそも百条調査権は、地方自治法100条が議会に与えた重要な権能であるが、その一方で党利党略から政争の具に利用される危険性のあることが指摘されており、その行使にあたっては慎重かつ公正・公平を旨とし、また、人権に配慮することが要請される。現に、憲法62条によって国会の各議院に付与されている国政調査権については、その発動は全会一致が慣例となっている。その理由は、時の多数派が党利党略から政争の具として国政調査権を濫用するのを防ぐことにあると言える。

ところで、本委員会では、証人尋問において証言を強要され人権を侵害されたとして、一人の証人が損害賠償請求訴訟を提起するに至っている。

また、委員会での調査が未だ途中であるにもかかわらず、委員長や一部委員が、金子前知事と谷川代議士が諫早湾干拓地を不正に取得したと断定する写真週刊誌に登場しているのであり、その中で委員会に出頭した証人に対する批判を繰り返しているのであって、それ自体異例の事態と言わざるを得ない。

また、金子前知事と谷川代議士の証人出頭請求については、過半数には達しなかつたものの、多くの委員がその必要性なしとして反対した。

こうした事態に対し、金子前知事と谷川代議士からは事前に質問状が寄せられていたのであるから、出頭を真摯に求めるのであれば、これに誠実に回答すべきであったと言える。ところが、委員間での事前の協議もないまま、質問への回答を拒否する趣旨の回答書を送付している。

こうした経過を経て、両氏は、証人出頭請求が調査権の濫用にあたるとして出頭に応じなかつたのであって、正当な理由があると言うべきである。

5 以上の理由により、本動議を提出することには反対である。